

税務トータルシステム用パーソナルコンピュータ等調達仕様書

1 調達内容

(1) 調達物件

①デスクトップパソコン 46台

指定するソフトウェアをインストール済みであること。

②仕様、ソフトウェア等

別紙1及び別紙2のとおり。

(2) 調達方法

賃貸借（リース）とする。

(3) 賃貸借期間

地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、賃貸借期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）とする。

(4) 台数及び納品場所

別紙3のとおり。

ただし、広島県ドメイン参加設定を行う必要があるため、事前に広島県庁舎（広島市中区基町10-52）に搬入し、設定作業後に、納品場所への移設を行うものとする。

なお、設定作業のための広島県庁舎への搬入及び広島県庁舎から納品場所への移設は受注者が実施するが、ドメイン参加設定は広島県が行う。

2 導入作業要件

(1) スケジュール策定

受注者は、本調達について広島県が提示するスケジュールに合意すること。

(2) 機器のセットアップ、動作確認

各パソコンは、各種設定のため事前にセットアップを完了した上で納品すること。

納品するパソコンに対し、広島県から別途指示する作業場所及び設定情報を受け、周辺機器の接続及びO/S等の基本設定（内蔵ディスクの割当、ネットワーク設定等）、ソフトウェアのインストール及び設定等を実施すること。

また、広島県より別途指示する設定手順に従い、設定、動作確認を実施すること。

(3) アプリケーション・ネットワーク設定

受注者は、次のとおり各種設定を行う。詳細は別途指示する。

なお、税務システムは広島県行政LAN・WANのマイナンバー領域上に設置されており、本設定は同領域における税務システムの端末として動作することを目的とする。

また、広島県行政LAN・WANに接続許可を申請するため、契約後速やかに本調達に係るパソコンのネットワーク機器が持つMacアドレスの一覧を広島県に提出すること。

①ネットワーク設定作業

税務システムに接続し、操作できるよう、次の項目等を適切に設定し、動作確認を実施すること。

- ・コンピュータ名及びログインユーザ
- ・ネットワーク設定
- ・IPアドレス、ゲートウェイ設定
- ・WINS設定
- ・DNS設定
- ・その他識別情報

②二要素認証設定作業

別途指示する二要素認証サーバに接続し、障害なく動作するよう設定すること。

③ファイルサーバ環境

別途指示するファイルサーバに接続し、障害なく動作するよう設定すること。

④OS等基本環境設定

納品するパソコンに対し、OS及びプリンタ等の環境設定を実施するとともに、別途指示する内蔵ハードディスク（もしくはSSD）の割り当て、コンピュータ名等の設定を行うこと。

⑤ウイルス対策ソフトの設定及び最新パッチ適用

別途指示する導入手順により、設定作業及びパッチ適用作業を実施すること。

⑥その他各種設定

- ・各パソコンに別紙1及び別紙2に示すソフトウェアをインストールした後、別途指示する設定指示書により詳細設定を行うこと。
- ・別途県と協議の上、県の示す条件によりインターネットに接続できない設定とすること。
- ・別途県と協議の上、広島県ドメイン以外でもログインできる設定とすること。

(4) 機器の納品、設置

別紙3で示す広島県が指定する場所へ機器等を納品し、設定及び設置を実施すること。

納品場所には、既存パソコン等一式が配置されており、本調達パソコンの設置完了後、賃貸借契約の相手方が撤去を行う。

ただし、税務課（システム分室）に設置するパソコンのうち1台と、西部県税事務所東広島分室に設置するパソコンのうち2台については、別途広島県が専用機器の接続作業を行うまで既存パソコン一式を継続して使用する必要があるため、回線等の繋ぎ戻しを行うこと。

(5) その他作業

本調達仕様書への記載の有無に関わらず、本調達を実施する上で必要となる作業及び資料作成については、県と十分に協議し、受注者の責任において実施すること。

また、本調達を実施する上で県が必要と認め、指示した事項については、その指示に従い実施すること。

3 納品条件

(1) 納品期限（設置・設定期限）

①広島県庁舎への搬入

契約締結日から令和8年6月30日の間（別紙3に掲げる設置場所ごとに調整）に、広島県が行うドメイン参加設定作業のために広島県庁舎に搬入すること。

②納品場所への移設

広島県によるドメイン参加設定作業完了後、広島県が指定する期日（別紙3に掲げる設置場所ごとに調整）に移設を行い、設置・設定・動作確認を実施し、県の検査を受けること。

(2) 特記事項

ア 受注者は、契約後速やかに県担当職員と協議の上、機器の設定等及び納品工程について、県が提示するスケジュールを基に納品計画を作成・提出し、県担当職員の承認を得ること。

また、その後の機器の設定・納品作業等についても、随時スケジュールの進行状況を県担当職員に報告すること。

イ 受注者は、スケジュール確定後にスケジュール変更等があった場合にも柔軟に対応すること。

ウ 接続コード等の調達、機器搬入及びライセンス登録等、調達機器の設置・設定に必要なすべての部材、作業及び手続き等に必要費用は、本調達に含まれるものであること。

エ パソコンの設定について、受注者は、県担当職員が指示する設定情報を基に、県担当職員と協議の上、調達機器の環境に合わせた最善の設定を行うこと。

また、受注者において当該設定の動作確認を行うこと。

オ 納品するハードウェアは、原則として本調達のために開発されたものではないこと。

カ 受注者は、本調達仕様書に明示されていない事項で必要と認められる作業は、県担当職員に報告のうえ、受注者の責任において実施すること。

キ 県担当職員が本調達を実施する上で必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

また、その指示事項及び進行状況についての記録を作成・提出し、県担当職員の承認を得ること。

ク 受注者は、機器搬入前に出荷前検査を十分に行うこと。

ケ 各機器の納品後、廃棄物及び空き箱の処分は、県担当職員の指示に従い、受注者の責任において行うこと。

コ 各機器の消耗品等について、県担当職員に型名、購入先等の情報及び障害修理時の連絡先を文書により提出すること。

(3) 監督及び調査

ア 監督

本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、県担当職員を本調達物件の製造場所その他必要な場所に派遣し、監督を行うことができるものとする。

イ 調査

受注者は、本調達を実施する上で県担当職員の質問、検査及び資料の提出などの指示に応じ、かつ、修正又は再設定の要求があったときは、これに応じなければならない。

4 提出物等

(1) 管理シール

賃貸借期間、賃貸借主体・管理番号等を表示した管理シールを作成し、設置した機器の本体に貼付すること。(貼付する機器はパソコン本体及びディスプレイとし、具体的な表示内容は別途指示する。)

また、管理シールは1(3)に示す賃貸借期間中、はがれないものを使用すること。管理シールが賃貸借期間中にはがれた場合は、受注者において再度管理シールを用意すること。

(2) 保証書等

各機器の保証書並びにソフトウェアのライセンス契約書及びライセンス証書は、整理及びファイリングを行ったうえで提出すること。

(3) その他ドキュメント(電子媒体で提出するものはCD又はDVDに格納)

- ・ハードウェア・ソフトウェアの日本語マニュアル(PDF等電子媒体でも可)

本体 11部

ディスプレイ 11部

- ・ドキュメント類

作業計画書(Excel又はWordで作成した電子媒体) 1部

作業完了報告書(書類) 1部

機器諸元表及び機器設置一覧表(Excel又はWordで作成した電子媒体) 1部

セットアップ設定値一覧表(県税事務所ごとにExcel又はWordで作成した電子媒体) 1部

消耗品及び障害修理にかかる資料 2部

※運用を行うにあたって必要となる消耗品情報(型名、購入先等)及び障害修理時の連絡先を整理して提出すること。

- ・その他

県から提出依頼のあったものについても対応すること。

(4) バックアップDVD-ROM

ソフトウェアの再インストール作業等を伴わずに、パソコンを納品時の状態に復帰させるためのバックアップDVD-ROM等(当該DVD-ROMより起動可能であること。)を2部作成し、再設定作業の手順を示した説明書2部と併せて提出すること。

5 ソフトウェアライセンス契約及び保証書

(1) 今回新たに調達するソフトウェアのライセンス費用は、本調達に含めること。

(2) 今回新たに調達するライセンス契約について、県に代わり必要な登録作業等を行うこと。

基本ソフト(OS)については、リカバリ等、セットアップの際に、認証手続き等の作業を伴わない契約形態にしておくこと。

6 保証

本調達に係るすべての機器について、受注者は、設定、設置、動作確認を実施後、検査担当職員の検査が終了するまでの故障・異常については、受注者の負担により設置箇所への訪問による修理又は交換を行うこと。

また、3（1）に定める検査の終了後1年間の保証期間を設けることとし、保証期間内においては、明らかに利用者の原因によると判断される以外の故障、異常については、受注者の負担により修理又は交換を行うこと。

本調達に係るすべての機器について、1（3）に定める賃貸借期間の開始日が属する月から5年間は、装置の稼動を良好に維持するため、修理または交換が行えるよう保守用品を確保すること。

7 本調達パソコンのハードディスク消去

賃貸借期間満了時に、本調達パソコンのハードディスク（もしくはSSD。以下同じ）のデータについて、次の方法により消去処理を行うこと。また、作業終了後、ハードディスクのデータを消去した旨の証明書を広島県に提出すること。

- (1) 受注者においてハードディスクのデータを復元できないような物理的な破壊を行うこと。
- (2) ハードディスク消去専用ソフトウェアにより、1回以上ハードディスクの書き込み消去を行い、完全に消去したことを確認すること。

8 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ広島県から書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

9 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際し、別記機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に留意し、広島県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。

また、本業務に携わる者は、いかなる場合においても業務（付随的業務含む）の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

デスクトップパソコンの仕様

項番	区分	項目	仕様	数量
1	▼ハード 処理能力・ 記憶装置等	CPU	・ Intel Core i3-13100相当以上	46
2		メモリ	・ 8GB以上	
3		HDD又はSSD	・ 内蔵512GB以上 ・ SATA3接続もしくは同等以上	
4		DVD-ROM	・ DVDドライブ又はスーパーマルチドライブを内蔵すること。	
5	▼ハード 周辺機器 インターフェース その他	マウス	・ USB光学マウス（ホイール付）を装備	
6		キーボード	・ テンキー付きUSBスタンダードキーボードを装備 （日本語版109Aキーボード）	
7		接続インターフェース	・ 項番5及び6の機器を接続する他、OCR読取装置、静脈認証装置等の周辺機器を接続するため、合計6個以上のUSB（Type-A）ポートがあること。（USB2.0以上の機器を接続可能とすること。また、うち2個以上のUSBポートはUSB3.0以上の機器を接続可能とすること。） ・ ディスプレイ装置の接続用端子を備えること。 （端子の種類はD-Sub、DVI、HDMI等を想定。）	
8		ネットワークインターフェース	ギガビット・ネットワークコネクション相当以上	
9		ディスプレイ装置	・ サイズ 21.5型ワイド相当以上 ・ 規格 TFTカラー液晶または同等以上の規格であること ・ 解像度 フルHD（1920×1080ドット）以上 ・ 接続用端子 デジタル方式であること。	46
10	▼ソフト	OS	・ Windows11 Enterprise LTSC2024 日本語版 ※あらかじめMicrosoftWindows11の動作検証及び動作確認を行っておくこと。 ※既知のセキュリティホール等や「サービスパック」等については、必要な修正パッチを適用済であること。 ※ライセンス購入にかかる手続き等はすべて受注者において行うこと。	46

項番	区分	項目	仕様	数量
11		アプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft Office LTSC Standard 2024 (32bit) ※パソコンにインストール・設定作業を行うこと。 ※インストールするアプリケーションはWord及びExcelのみとする。 ※ライセンス購入にかかる手続き等はすべて受注者において行うこと。 	7
12			<ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft Office LTSC ProfessionalPlus 2024 (32bit) ※パソコンにインストール・設定作業を行うこと。 ※インストールするアプリケーションはWord、Excel及びAccessとする。 ※ライセンス購入にかかる手続き等はすべて受注者において行うこと。 	5
13	補足事項	パソコン設置については、広島県と調整の上実施すること。		
14		調達するハードウェア及びソフトウェアの日本語マニュアル(電子媒体可)を納品すること。		
15		機器本体、その他すべての機器の設置に伴って必要となる部品(ディスプレイ接続ケーブル、電源ケーブル等。キット作業に外付けDVD-ROM装置等の追加が必要であれば当該装置等も含む。)については、本仕様書の記載の有無にかかわらず、すべて準備すること。なお、本費用は受注者側が負担するものとする。		
合計				46

県が別途用意する機器及びソフトウェア
(インストール及び設定は受注者が行う)

項番	区分	項目	仕様	受注者が行う作業	数量
1	▼機器	静脈認証装置	Fujitsu ・ FAT13FPD01	県が提示する手順にて接続し、ドライバソフトをインストールした上で動作確認を行う。	46式
2		インサータプリンタ	Fujitsu FIT7450pro	県が提示する手順にて接続し、ドライバソフトをインストールした上で動作確認を行う。	39式
3		ページプリンタ	RICOH P 6510	県が提示する手順にて接続し、ドライバソフトをインストールした上で動作確認を行う。 「通常使うプリンタ」として設定する。	46式
4		OAプリンタ	①RICOH SP C260L 6台 ②RICOH SP6430 ③OKI COREFIDO C301dn 各1台	県が提示する手順にて接続し、ドライバソフトをインストールした上で動作確認を行う。 ①は6事務所21台、②及び③は1事務所9台が対象。	計30式
5	▼ソフト	ウイルス対策ソフト	Trend Micro Apex One	県が個別に指定するウイルス対策管理サーバを利用して、ウイルス定義ファイルの更新を遅滞なく行えるよう、各パソコンにインストール及び設定作業を行う。	46式
6		OS環境ソフト	SKYSEA Client View	県が個別に指定するソフトウェアを各パソコンにインストールし、設定作業を行う。	46式
7		帳票印刷ツール	Report Director Enterprise Windows 版 Ver. 10.1.0.1	(同上)	46式
8		電子帳票ソフト	HOPSS3/AS REV Ver. 13.50.01	(同上)	46式
9		静脈認証ソフト(認証装置のドライバを含む。)	Fujitsu ・ AuthConductorV2L06	(同上)	46式
10		インサータプリンタドライバ	Fujitsu FIT7450pro	(同上)	39式
11		ページプリンタドライバ	RICOH P 6510	(同上)	46式

項番	区分	項目	仕様	受注者が行う作業	数量
12		OAプリンタ ドライバ	・ RICOH SP C260L ・ RICOH SP6430 ・ OKI COREFIDO C301dn	(同上)	30式
13		外字管理 ソフト	CharSet Manager Client	(同上)	46式
14	▼ソフト	その他	業務に使用するた めのフリーソフト	・ 県が個別に指定するソフトウェア を各パソコンにインストールし、設 定作業を行う。 ・ Adobe Acrobat Reader、画面ハー ドコピー印刷用ソフトウェア等数種 類程度を想定。	46式
15			デスクトップ アイコン等	県が個別に指定する手順に従い、各 パソコンにインストール・設定作業 を行う。	46式
16		音声読上 ソフト	PC-TalkerNEO	特定の1台にインストールし、設定 作業を行う。	1式
17		補足事項	ソフト等の設定手順は、別途広島県より提示する。		
18	ソフトの設定については、広島県と調整の上、柔軟に対応すること。				

※各ソフトウェアの動作環境を確認した上で、動作に必要なハードウェアを提案すること。

なお、動作環境の確認に必要な費用は受注者が負担すること。

※項番14のソフトウェアについて動作しなかった場合には、県と対応を協議した上で、業務の目的に応じて県が用意する代替ソフトウェアを本調達機器内に導入して動作確認する等の対応をとること。

※項番6のソフトウェア導入・設定後、パソコンに付属するDVD-ROMドライブは使用できなくなる。このため、項番6のソフトウェアの導入・設定は作業の最終段階にて実施すること。

パソコン等設置場所

項番	事務所	住所	設置台数等			
			本体	Office 2024	Access 2024	PC- talkerNeo
1	税務課	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館3階 電話 (082) 228-2111 (代)	—	—	—	—
2	税務課 (システム 分室)	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎4階 電話 (082) 513-2333 (直通)	9	2	2	—
3	西部県税 事務所	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1- 14 光町庁舎1、2階 電話 (082) 207-2135 (直通)	9 (※1)	3	3	1
4	東部県税 事務所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 福山第3庁舎1・2階 電話 (084) 921-1311 (代)	6 (※2)	—	—	—
5	北部県税 事務所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6- 1 三次第3庁舎1階 電話 (0824) 63-5181 (代)	3 (※2)	1	—	—
6	西部県税 事務所 呉分室	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 呉第2庁舎4階 電話 (0823) -22-5400 (代)	2 (※2)	1	—	—
7	西部県税 事務所 廿日市分室	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 廿日市第2庁舎1階 電話 (0829) 32-1181 (代)	2 (※2)	1	—	—
8	西部県税 事務所 東広島分室	〒739-0014 東広島市西条昭和町13- 10 東広島庁舎1階 電話 (082) 422-6911 (代)	6 (※2)	3	—	—
9	東部県税 事務所 尾道分室	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 尾道庁舎2階 電話 (0848) 25-2011 (代)	2 (※2)	1	—	—
10	西部県税 事務所 観音庁舎	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)	5	—	—	—
11	東部県税 事務所 松永庁舎	〒729-0115 福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)	2	—	—	—
合 計			46	12	5	1

・本体にはディスプレイを含む。

・インサータプリンタは、項番2～項番9の8事務所に設置される。

※1 RICOH SP6430、OKI COREFIDO C301dn の設置事務所

※2 RICOH SP C260L の設置事務所